

総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ(案)に対する
民放連意見

① 取りまとめ案全体の評価(該当箇所: 全体)

- ・ 民放事業者のガバナンスのあり方をテーマとする有識者会議を総務省が設置するのは異例のことであり、事業者団体の民放連がオブザーバーとして参加し、毎回民放連の考えや取り組みの進捗状況を説明するというこれまでにない展開でした。
- ・ この報告書を貫く考え方は「・・・すべき」と放送事業者に行為を強いるものではなく、放送事業者の個々の取り組みを尊重した上で、必要に応じて業界団体、行政がそれを後押ししていくというものであったと受け止めています。
- ・ 適切なガバナンスの確保は、各民放事業者が健全な経営により事業を発展させていく上で必要不可欠なものであり、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」との指摘のとおり、まず事業主体である各民放事業者が、民間放送の使命や職責を果たすことを大前提として、自らの責任において取り組むべきものと考えます。
- ・ そのうえで民放連は、会員社の経営の在り方や規模が多様であることを踏まえ、民放業界全体としての信頼性を確保するため、「民間放送ガバナンス指針」の制定、会員の適切なガバナンスの確保を後押しするための定款変更、会員社の日常のガバナンス支援に加え重大事案発生時に対応策を検討する「ガバナンス検証審議会」の新設などを柱とする新たな取り組みを進めていくことを決意しました。
- ・ ガバナンス確保の積極的かつ業界横断的な取り組みは放送業界にあっては新たなチャレンジであり、民放各社と民放連は本検討会の取りまとめを参考に、試行錯誤を繰り返しながら、時代状況や環境変化に応じて適時適切にガバナンス確保の取り組みを続けていく考えです。また一連の取り組みに当たっては透明性の確保が極めて重要であると認識しております。

② 民放事業者・民放連に求められるもの(該当箇所: 3「ガバナンス確保に関する取組の具体的内容」全般)

- ・ 本取りまとめ案では、放送事業者、民放連が取り組むべき具体的事項が提言されています。12ページ以降の「(i) 人権尊重・コンプライアンス確保の徹底」「(ii) 適切な組織運営の実施」「(iii) 透明性・信頼性の確保」「(iv) 公共性の発揮」については、それぞれ「(指針の例)」「(取組の具体例)」「(留意事項の例)」とあるようにあくまでも一つの例示であり、本提言を一定の参考に、各民放事業者や民放連が適切なガバナンスの確保に関する取り組みを自主自律の下で進めることが求められていると理解しています。

③ 行政の関与(該当箇所: 3(3) 事案の発生後の対応)

- ・ 重大事案が発生した際の対応について放送事業者、民放連が必要な対応を取るのが基本であり、行政のかかわりは必要最小限にとどめるべきと考えます。行政における一定の基準に基づく報告の義務付けや免許への条件付与については、いたずらに対象が広がることのないように、特に報告を義務付ける際の“一定の基準”については、恣意的な運用が図られないよう厳密な制度設計が不可欠です。

④ 芸能事務所・番組出演者との関係（該当箇所：3（2）事案の未然防止（平時の取組））

- ・ 芸能事務所や番組出演者との関係における人権尊重・コンプライアンス確保などの取組については、各民放事業者が個々の判断で人権方針などを定めて対応しています。
- ・ また民放連では、大手芸能事務所の元代表者による人権侵害行為に対して会員各局の意識が希薄だったことを踏まえ、2023年12月に「人権の尊重」「人権侵害の防止」「メディアとしての社会的責任」の3つを柱とした「人権に関する基本姿勢」を公表しました。これを具体的な事業活動に生かすため、2025年6月に「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」を策定するなど、人権尊重の徹底に向けた取組を進めています。
- ・ また、社内・社外における通報・相談窓口の整備、運用強化にも取り組んでいく所存です。

⑤ フォローアップ（該当箇所：3（4）フォローアップ）

- ・ 本取りまとめ案で例示されている「円卓会議」については、実質的に各民放事業者や民放連の取組に対する指導・監督機関となるのではなく、民放業界のガバナンスに関する取組に対する有益な助言を行う枠組みと認識しております。適切なガバナンスの確保は、各民放事業者が自らの責任で取り組むべきものであり、民放連がフォローアップの取組に参画する場合は、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」との本取りまとめ案の精神を最大限尊重した枠組みであることが前提と考えます。

以 上